

自動車整備事業場の規模

認証事業場は業態別に分類すると、専業事業場、兼業事業場、ディーラー事業場、自家事業場に分けられ、業態別構成比は専業 61.5%、兼業 17.2%、ディーラー17.5%、自家 3.8%である。また、認証事業場の整備要員数別割合は次のとおりである。

(令和6年6月末現在の実態調査)

業態 整備要員数区分	専業事業場 注(1)	兼業事業場 注(2)	ディーラー 事業場 注(3)	自家事業場 注(4)	全事業場
2～3人	67.1	57.2	9.9	54.9	54.9
4～10	30.7	40.0	76.2	34.6	40.4
11～20	1.8	2.5	12.0	7.5	3.9
21～30	0.3	0.2	1.5	1.8	0.5
31人以上	0.1	0.1	0.4	1.1	0.2
合計	100(%)	100(%)	100(%)	100(%)	100(%)

資料：「自動車整備白書」による

注(1) 専業事業場とは、自動車整備の売上高が総売上高の50%を超える事業場(ディーラー事業場を除く)。

(2) 兼業事業場とは、兼業部門(自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等)の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場(ディーラー事業場を除く)。

(3) ディーラー事業場とは、自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場。

(4) 自家事業場とは、主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場。